

情個審第 15 号

平成27年5月20日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成26年7月28日付け高教諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「保護者懇談会に関する文書」不開示（不存在）決定に係る異議申立事案

（情報公開諮問第167号）

（情報公開答申第141号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成26年6月10日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

特定県立高等学校で特定日に開催されたPTA臨時総会及び保護者懇談会に関する文書（ただし、保護者の氏名が記載された出席者名簿及び委任状は除く。）

2 実施機関の決定及び通知

平成26年6月18日、実施機関は、PTA臨時総会に関する文書については、次に掲げる文書を特定し、開示決定を行い、保護者懇談会に関する文書は、作成していないため行政文書として存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- ・PTA臨時総会の開催について（お願い）PTA本部役員各位
- ・PTA臨時総会の開催について（お願い）PTA評議員各位
- ・PTA臨時総会の開催について（ご案内）保護者各位
- ・PTA臨時総会・議事録

3 異議申立て

平成26年7月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、請求に係る文書の全部を開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定県立高等学校（以下「本件高校」という。）において、特定日に開催された保護者懇談会には、本件高校の教員が公務として参加しており、担当教員は、筆記により議事の記録を作成していた。実施機関は、これを「個人的な記録」としているが、公務として作成したものについて、「個人的な記録」とすることは失当である。
- (2) 保護者懇談会の性質、開催理由及び目的、定例又は臨時の別並びに主催者等については、本件開示請求には一切関係がない。
- (3) 公務として参加した事柄について、記録文書を作成・保存し、必要に応じて参照し、又は求めに応じて開示すべきものであることは、自明である。
- (4) 実施機関の主張は虚偽であり、県民の信頼を傷つけるものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 保護者懇談会は、文化祭が延期になった理由を改めて本件高校から説明するためのものであって、毎年定期に開催されるものではなく、また、文化祭の延期について検討、協議又は意思決定を行うためのものではない。よって、本件高校としては、保護者懇談会に関する報告書等の記録を作成する必要がないと判断し、記録は作成していない。
- 2 異議申立人は、保護者懇談会に参加していた本件高校の教員が、筆記により議事の記録を作成していたと主張しているが、開示請求があったあと、当該教員に対して聞き取りを行い、確認した結果、実施機関には記録が存在しないことを確認している。
- 3 保護者懇談会の開催趣旨から記録を作成する必要がないと判断したこと、また、担当教員を含め、記録がないことを確認していることから、保護者懇談会に関する文書については、これを作成しておらず、行政文書として存在しないため、本件処分に違法性はない。
- 4 以上により、本件処分は条例に基づいた適正なものであると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、本件高校において特定日に開催された保護者懇談会に関する文書（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。実施機関は、本件行政文書について、作成していないため存在していないとしているが、異議申立人は、本件高校の担当教員が保護者懇談会の議事の記録を作成していたとしていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

開示請求の対象となる行政文書については、条例第2条第2項において定義されており、その要件として、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであること、その実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有されていること、及び組織的に用いるものとしてその実施機関が保有していることが必要となる。

異議申立人が主張するとおり、担当教員が保護者懇談会に関する議事の記録を作成していたとすると、開示請求の対象となるための要件としては、更に、組織的に用いるものとして、実施機関が保有していることが必要であるが、個人的な用途のために作成したメモなど、自己の職務遂行の便宜のために作成・利用し、組織としての利用を予定していないものは、その要件を満たさない。

そもそも実施機関が作成する必要がないと判断していたこと、及び本件高校の教員に聞き取りをしたがその存在を確認できなかったことからすると、組織的に用いるものとして、実施機関が当該記録を保有しているとする事情は認められない。また、当該記録以外の本件行政文書についても、上記と同様の理由により、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているとする事情は認められない。

したがって、実施機関が本件行政文書を作成していないため存在しないとする理由に不自然、不合理な点はないことから、本件処分は妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成26年	7月	28日	諮問受理
平成26年	8月	29日	諮問庁意見書受理
平成26年	9月	30日	異議申立人意見書受理
平成27年	1月	20日	審査（平成26年度第1回審査会第一部会）
平成27年	3月	12日	審査（平成26年度第2回審査会第一部会）
平成27年	4月	22日	審査（平成27年度第1回審査会第一部会）